

【勤務地：東京都千代田区】

任期付職員の採用について

内閣官房では、任期付職員を次のとおり募集いたします。

<u>職 種</u>	任期付職員（弁護士）※内閣審議官（内閣官房副長官補付）を予定
<u>採用期間</u>	令和5年9月1日から令和6年8月31日まで（予定）
<u>採用人数</u>	1名
<u>資 格</u>	以下のいずれにも該当している方 1 日本 ¹ の弁護士資格を有すること（但し、弁護士としての実務経験を有する方に限る）。 2 弁護士としての実務経験に加えて、消費者（個人）と事業者の間の契約に係る制度企画に関する実務経験・専門的知識、消費者問題（特に金銭被害の防止・救済・回復）に携わった実務経験・専門知識を有し、それぞれにおける経験が5年程度もしくはそれと同等と認められる期間である者。 3 管理職員として組織におけるマネジメント業務に従事した経験を5年以上有すること。 4 当該採用期間にわたり、継続して勤務が可能なこと。
	※次のいずれかに該当する者は受験できません。 （1）日本の国籍を有しない者 （2）国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者 ○ 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者 ○ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受けその処分の日から2年を経過しない者 ○ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 （3）平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
<u>職務内容</u>	昨年12月に成立した「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（以下「新法」という。）」の施行を踏まえた、相談体制の強化による被害者救済など、新たなスキームの基盤を構築することなど。そのための関係府省庁、地方公共団体、法テラス・適格消費者団体その他の民間機関との高度な調整、被害防止に向けた施策を推進すること。

就業場所
待遇等

別途指定

採用後は、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号。以下「任期付職員法」という。）に基づき、常勤の国家公務員として採用します。

給与については、任期付職員法に基づき、これまでの経歴等を考慮して決定します。

応募要領

次の書類を郵送にてお送りください。

なお、応募書類は返却いたしません。また応募書類に記載された個人情報は、本採用に関する手続き以外の目的には使用いたしません。

- 1 履歴書（市販の用紙で可）※要顔写真貼付
- 2 志望動機をまとめたもの（A4横書）
- 3 これまでに従事した業務の内容を具体的にまとめたもの（A4横書）

※ 上記3について専門知識・経験に関する資料（論文、学会誌等への寄稿文など）があれば併せてご提出ください。

※ 弁護士資格を証明するものの写しを併せてご提出ください。

<応募書類の宛先>

〒100-8914

東京都千代田区永田町1-6-1
内閣官房副長官補室 人事担当

<お問い合わせ等について>

内閣官房副長官補室 人事担当

電話：03-5253-2111

募集期限
試験

令和5年7月12日（水）必着

書類選考後、合格者に対し面接試験を行い、可否を決定します。

書類選考合格者には、令和5年7月13日（木）までに面接試験の面接試験の日時等を連絡いたします。